

官報

号外

昭和二十七年二月十二日

第十三回 衆議院會議録第十一号

昭和二十七年二月十二日(火曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

第一 ボツダム宣言の受諾に伴い
発する命令に関する件に基く水
産関係命令の廃止に関する法
律案(内閣提出)

第二 小型船舶及び鍋漁業整理
特別措置法案(第十二回国会内
閣提出)

第三 国民金融公庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

議員松本六太郎君の逝去につき院
議をもつて弔詞を贈呈し、その
弔詞は議長に一任するの動議

(玉置信一君提出)

故議員松本六太郎君に対する玉置
信一君の哀悼の辞

日程第一 ボツダム宣言の受諾に
伴い発する命令に関する件に基
く水産関係命令の廃止に関する
法律案(内閣提出)

日程第二 小型船舶及び鍋漁業
整理特別措置法案(第十二回国
会内閣提出)

昭和二十七年二月十二日 衆議院會議録第十一号

日程第三 国民金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三十九分開議

○議長(林義治君) これより会議を開
きます。

○議長(林義治君) 御報告申し上げま
す。去る二月六日、英國皇帝ジョージ
第六世陛下が御逝去あらせられました
につき、議長は七日午前英國代表部を
訪問し弔意を表し、同日英國下院議長
あて、つづしみて哀悼の意を表する旨
の弔電を発送いたしました。これに対
し、八日モロッコ下院議長から答電を
受領いたしました。その電文は

故ジョージ第六世陛下ノ逝去ニ際シ弔
電ヲ賜リ深厚ナル謝意ヲ表ス。貴衆
議院議員ガ示サレタ哀悼ノ意ニ對ス
ル本下院全體ノ感謝ノ意ヲ何卒各
位ニ御傳ヘテ。貴電ハ今日下院ニ
於テ朗讀セリ。

以上であります。(拍手)

○議長(林義治君) なお御報告申し上げ
けることがあります。議員松本六太郎
君は、去る二月八日逝去せられました
た。まことに痛惜哀悼の至りにたまた
せん。

この際弔意を表するため、玉置信一
君から発言を求められております。
これを許します。玉置信一君。

(玉置信一君登壇)

○玉置信一君 ただいま議長から御報
告に相なりました故衆議院議員松本六
太郎君に対し、院議をもつて弔詞を贈
呈し、その弔詞はこれを議長に一任す
るの動議を提出いたします。

この際、私は諸君の御同意を得て、
議員一同を代表いたし、つづしんで哀
悼の辞を述べたいと存じます。

君は、石川県河北郡波田村に出生さ
れましたが、幼にして北海道石狩郡当
別村に移住せられ、少壯のころ、また
上川郡和寒村に転住され、もつて今日
に至られたのであります。先代の志を
受けて農業に従事し、精進経営するこ
と多年、開拓の先頭者として多大の成
果を収め、もつて後続の人々のために
模範を示されたのであります。

御承知のごとく、北海道は開内多数
の資源地帯であり、ここに農業、牧畜に
おける今日の盛況は、君のごとき初期
開拓者の隠れたる努力にまづとこそ少
からざるものがあるものであります。

君の定住地和寒村においては、つと
に農会長として、また畜産組合長とし
て農村の指導と繁栄に努力されたるは
か、上川は四郡の代表としてしばし
ば公職につき、さらに昭和七年以来三
たび道會議員に推され、多年自治の向
上と産業の開発に大きな足跡を残され
たのであります。特に北海道における
畜産の振興と、温床苗代を利用する寒
地耕作経営の改善と普及に盡された功
績は、君の生涯に没すべからざるこ
ろであります。生前、君は、なお北海
道指導農業協同組合連合会及び生産協
同組合連合会に会長たるほか、全国指
導農業協同組合連合会の会長及び副会
長を歴任して、ひとり北海道にとどま
らず、農業経営に全般的な指導的役割
を果たしたのであります。

昭和二十一年四月、君は日本の戦後
経営と自立のために深い関心と断固た
る決意を抱いて日本協同党より推さ
れ、みごと当選の栄冠を得られました
た。さらに二十四年一月の総選挙に
も、日本協同党の後身たる農民新党よ
り立つて再び本院に議席を出め、もつ
て衆議のおもむくところを示されたの
のであります。同年十二月、農民協同
党の結成には同志とともに参画し、兩
来党首脳として党務に盡精されました
が、昨二十五年度の党大会において、推
されて中央執行委員長の重任につき、
もつて今日に至つたのであります。

君は資性温厚篤実、農村の生活に深
い理解と同情を有し、常に農民の利益
を代表して、みづからの使命に最も忠
実に献身せられたのであります。思う
に、君は、戦後の荒蕪した園土を再建
するために、平素農業立国を信託とし
て、新しい日本の建設に異常な熱意を
示されたのであつて、その真摯な熱意な

昭和二十五年三月三十一日
第三回衆議院會議録第十一号

昭和二十七年二月十二日 衆議院會議第十一号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律(案外一件)

る愛国の志を、われは心から多と
するものであります。(拍手)

昨年九月、調和全機委員代理として
晴れの舞台に列し、その政治生活に光
彩を加えられたことは御承知の通りで
ありまして、日本の将来について深く
思いをいたすところのあつた君の胸
中、まことに感慨無量なるものがあつ
たと存するのであります。今や独立の
日を目前に控え、しかも同事のましま
す多難なるときに際し、なや将来に期
待するところあつた君の計略に接しま
したことは、まことに痛恨にたえませ
ん。農民協同党及び北海道指導連、生
産連の両組合は、合同部の盛衰をもつ
て君が生前の功績に報いられるやに承
つております。

ここに、つつしんで君の御冥福を祈
り、哀悼のまこととを披露する次第であ
ります。(拍手)

○議長(林護治君) ただいま玉置君か
ら提出せられた動議に御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(林護治君) 御異議なしと認め
ます。よつて動議は可決せられまし
た。

ここに議長の手元において起草いた
しました文案を朗読いたします。
衆議院へ議員正六位勅賜松本太
郎君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈
ス

この弔詞の贈呈方は議長においてと
りはかいます。(拍手)

第一 ボツダム宣言の受諾に伴い
発する命令に関する件に基く水
産関係諸命令の廃止に関する法
律案(内閣提出)

第二 小型機船及び網漁業整理
特別措置法案(第十二回国会内
閣提出)

○議長(林護治君) 日程第一、ボツダ
ム宣言の受諾に伴い発する命令に関す
る件に基く水産関係諸命令の廃止に関
する法律案、日程第二、小型機船及び
網漁業整理特別措置法案、右両案を
一括して議題といたします。委員長の
報告を求めます。水産委員長村崎八
郎君。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く水産関係諸
命令の廃止に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く水産関
係諸命令の廃止に関する法律

左に掲げる命令は、廃止する。
一 漁業法の罰則の特例に関する勅
令(昭和二十一年勅令第五百二十
九号)

二 漁船の操業区域の制限に関する
政令(昭和二十四年政令第三百六
号)

附則

1 この法律は、日本国との平和條
約の最初の効力発生の日から施行
する。

2 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用に関しては、な
お従前の例による。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く水産関係諸命令
の廃止に関する法律案(内閣提出)に
関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

小型機船及び網漁業整理特別措
置法案

小型機船及び網漁業整理特別
措置法案

(目的)

第一條 この法律は、昭和三十一年
三月三十一日までに小型機船及び
網漁業に使用する船舶の隻数を
整理することにより、水産資源の
枯渇を防止し、沿岸漁業における
秩序を確立することを目的とす
る。

(定義)

第二條 この法律において「小型
機船及び網漁業」とは、漁業法
(昭和二十四年法律第二百六十七
号)第六十六條の二第二項に規定
する小型機船及び網漁業をい
ふ。

漁業法の一部を改正する法律
(昭和二十六年法律第 号)附
則第三項の規定により小型機船
及び網漁業とみなされるものを
含むものとする。

(許可の期間の制限)

第三條 昭和三十一年三月三十一日
までに漁業法第六十六條の二の

規定により都道府県知事がする小
型機船及び網漁業の許可の期間
は、一年をこえることができな
い。

(最高限度の決定)

第四條 農林大臣は、この法律の施
行後三箇月以内に、中央漁業調整
審議会の意見をきいて、昭和三十
一年四月一日において小型機船底
びき網漁業に使用することができ
る船舶の隻数、合計総トン数及び
合計馬力数の最高限度を定めなけ
ればならない。

2 農林大臣は、漁業調整のため必
要があると認めるときは、中央漁
業調整審議会の意見をきいて、前
項の規定により定められた最高限度を
変更することができる。

3 農林大臣は、前二項の規定によ
り最高限度を定め、又はこれを改
更したときは、これを公示しなけ
ればならない。

(整理隻数等の決定)

第五條 農林大臣は、昭和三十一年
三月三十一日までに、小型機船底
びき網漁業に使用する船舶の隻
数、合計総トン数及び合計馬力数
が前條に規定する最高限度以内と
なるように、昭和二十七年年度から
昭和三十年年度までの年度ごとに、
都道府県知事及び中央漁業調整審
議会の意見をきいて、その年度に
おいて整理すべき小型機船底びき

網漁業に使用する船舶の都道府県
別の隻数、合計総トン数及び合計
馬力数を定め、これを公示すると
ともに都道府県知事に指示したけ
ればならない。

2 前項の決定は、当該年度の開始前
(昭和二十七年年度にあつては昭和
二十七年六月三十日まで)にしま
なければならぬ。

3 農林大臣は、漁業調整のため必
要があると認めるときは、都道府
県知事及び中央漁業調整審議会の
意見をきいて、第一項の規定によ
り定められた船舶の隻数、合計総ト
ン数又は合計馬力数を増減すること
ができる。この場合には、これを
公示するとともに都道府県知事に
指示しなければならぬ。

(整理すべき船舶の指定)

第六條 都道府県知事は、前條第一
項の規定による指示を受け、又は
同條第三項の規定により、整理す
べき船舶の隻数を増加する旨の指
示を受けたときは、その指示があ
つた日から六箇月以内に、その指
示に従い、漁業法第六十六條の二
の規定による許可に基いて営んで
いる小型機船及び網漁業に使用
されている船舶につき、左の事項
を勘案して、当該年度において整
理すべき船舶を指定し、これを公
示するとともに、当該船舶の所有
者(当該船舶により小型機船底びき

き網漁業を営む者が所有者でない場合に於てはその者及び所有者に通知しなければならない。

一 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者が当該船舶による当該漁業を廃止することを希望するかどうか。

二 小型機船底びき網漁業を営む者が当該漁業に関する法令に違反した事実の有無

三 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者の生計が当該漁業に依存する程度

四 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者が当該漁業に使用している船舶の隻数

五 当該船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営む者の、当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

2 都道府県知事は、前項の規定により整理すべき船舶を指定しようとするときは、あらかじめ、漁業法第六十五條第七項に規定する連合海区漁業調整委員会又は漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、前條第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を減少する旨の指示を受けたとき、その他必要があるときは、前項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきいて、第一項の規定により整理すべきものとして指定した船舶について、その指定を取り消すことができる。この場合には、第一項の規定を準用する。

4 連合海区漁業調整委員会は、第二項又は前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

(異議の申立)

第七條 前條第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る指定に不服があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立てることができる。但し、同項の規定により公示した日から二十日を経過したときは、この限りでない。

き、その他必要があるときは、前項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきいて、第一項の規定により整理すべきものとして指定した船舶について、その指定を取り消すことができる。この場合には、第一項の規定を準用する。

4 連合海区漁業調整委員会は、第二項又は前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

(異議の申立)

第七條 前條第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る指定に不服があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立てることができる。但し、同項の規定により公示した日から二十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に、これについて決定しなければならない。

(整理船舶についての許可の禁止)

第八條 漁業法第六十六條の二の規定による小型機船底びき網漁業の許可の申請が、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可

をしてはならない。

(補助金の交付)

第九條 政府は、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶の所有者又はその船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営んでいた者に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、これらの者がその船舶を他の漁業に転用し、又は漁業以外の産業に転換することを促進するため、補助金を交付することができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して、

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案(第十二回国会内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(川村善八郎君登壇)

○川村善八郎君 たいき議題となりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案についてその概要を申し上げ、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

まず本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。

昨年九月サンフランシスコにおいて調印を見た日本國との平和條約がその

効力を発生するに際しまして、昭和二十九年九月二十日勅令第五百四十二号、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件を廃止する必要があるため、この勅令に基く命令について、これが改廃等の措置を法律で行うことになつたのであります。そこで、この方針に沿ひまして、水産関係におきましては、昭和二十一年十一月七日勅令第五十九号、漁業法の罰則の特例に関する勅令及び昭和二十四年八月十五日政令第三百六号、漁船の操業区域の制限に関する政令の二つの命令は廃止する必要を生じて参つた次第であります。

次に、そのおのなる内容につきまして申し上げます。

第一の漁業法の罰則の特例に関する勅令といふのは、旧漁業法第三十五條による捕鯊業に対する罰則第五十九條の罰則に関する特例でありまして、これは旧漁業法はすでに失効いたしておりましたので、實質的にはその機能を失つており、今回の廃止は、たゞ單なる形式的なものであります。

第二の漁船の操業区域の制限に関する政令につきましては、いわゆるマツカーサー・ラインの根拠法令として、わが国漁業にとつては、過激であると言はれる意味を持つておるのであります。漁船の操業区域の制限及び漁船の位置の報告義務、罰則等を規定してあるものであります。

なお本法案の施行期日は、日本國との平和條約の最初の効力の発生の日であります。

本案は、一月二十二日、内閣提出をもつて水産委員会に付託され、二月四日提案理由の説明を聞き、翌二月七日、これが質疑をいたしましたのであります。漁船の操業区域の制限に関する政令につきましては、特に支那東海を唯一の漁場とする以西底びき網漁業及びトロール漁業、あるいはかつた、まぐろ漁業との関係において熱心なる質疑がかわされ、審議いたしましたのであります。この点に關して、政府におきましては、わが国の漁業の現状からして、平和條約の発効以前においてもこれら捕鯊業又は鰐類等の措置を要するもの、特段の努力をするもの、然る意が示されておりましたので、これを了として質疑を終り、討論を省略して採決いたしましたところ、共産党を除き全自賛成をもつて可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

次に小型機船底びき網漁業整理特別措置法案について、その概要と、水産委員会における審議の経過及び結果について御報告を申し上げます。

この法律案は、昨年十一月一日に本院において可決され成立した漁業法の一部を改正する法律の内容の中で、その最も重要な部分の一つである小型機船底びき網漁業を減船整理するため、これが整理手続あるいは基準等を

昭和二十七年二月十二日 衆議院會議録第十二号

ボツダム宣言の受諾に伴、発するに關する件に基く水産関係諸命令の廢止に關する法律案外一件

定めようとするものであつて、これにより計画的にしかも可及的すみやかに減船整理し、資源量と漁船数の均衡を保持して資源の永續性を保ち、沿岸漁業の秩序を確立せんとするのであります。

そのおのなる内容を申し上げます。

現在操業している三万五千隻に及ぶ漁船を、今後五箇年間に、すなわち昭和三十一年三月三十一日まで、二万隻程度に減船せんとするのであつて、この整理が完了するまでの小規模の許可は、臨時的に一年以内とし、整理の円滑をはかつております。これが手続といたしましては、まず第一に、農林大臣は本法施行後三箇月以内に中央漁業調整審議会の意見を聞いて、最終目標である小規模の漁船の隻数、トン数等の最高限度を定めてこれを公示する。第二は、農林大臣は、その最高限度以内になるように、昭和二十七年年度から毎年、その年に整理する隻数等を都道府県別に公示し、知事に指示する。第三は、この指示に従つて、都道府県知事は具体的に整理する漁船を指定し公示するとともに、所有者に通知する。もちろん、この指定にあつては、知事は関係漁業協同組合等の意見を聞き、その他この漁業者が法令を守つていたかどうか、あるいは本漁業に対する生計の依存度、他種漁業との調整等を勘案することになつております。次に、これが減船整理の対象となつた漁船の所有者または漁業者に對し

ては、これが他種漁業に転用し、あるいは漁業以外の産業に転換すること、促進するため補助金を交付することができるとなつております。これがため、たゞいま審議中の昭和二十七年度予算におきましても三億三千万円余が計上されております。

以上が本法案の趣旨及びそのおのなる内容であります。去る第十二回国会において、十一月十六日水産委員会に付託され、翌十七日農林大臣より提案理由の説明を聞き、引続き種々熱心なる審議を重ねたのでありますが、具体的な転換対策そのほかにつき、結論を得るに至らず、継続審議としたのであります。これが轉換について、は會議録に議つて、そのおのなる点を申し上げます。許可船と無許可船とを一律に取扱ふ点、あるいは今後における取締りについて、現在のごとく無許可操業を再び繰返すことの絶対にないようにする点等でありました。本国会におきましては、去る二月九日の委員会において質疑をいたし、政府当局より、これが転換対策等につき具体的な説明を聞き、なお整理された漁業者の失業対策の点について十分考慮されること、強く希望を附して質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、これも共産党一人を除き全員賛成をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上三案を御報告申し上げます。拍手。

○議長(林達治君) 討論の通告があり、これを許します。木村榮君。

○木村榮君 日本共産党を代表いたしまして、たゞいま議題となりましたところの、いわゆる政令三百六号を廢止する法律案に反対をいたします理由を申し上げます。

吉田内閣は、先開的な講和條約が効するならば、日本漁業は公海における自由が得られるものと宣伝をいたしております。このたびの政令三百六号の廢止によつて、いわゆるマツカ・サ・ラインの全面的廢止が實現するのだと言つてゐる。このことは、敗戦以來、マツカ・サ・ラインによつて日本漁民や日本国民がなめて來ました困難が、我々共産党は最もよく知つておりますがゆゑに、マツカ・サ・ラインそのものの廢止といふことの要請を無視してこの法律案に反対するものではなかつた。このわづらひが、ほんとうに日本の漁民や日本の国民が希望してゐる、その形において實行されたいところ、われわれの反対の根拠があるのをごさいます。そこで、われわれが主張いたしますのは、中国やソビエト同盟と平和的な漁業のとりかきを行い、平等互恵のもとに漁業がしたいという念願があるから、日本、日本の漁民や日本の国民がこのマツカ・サ・ラインの

廢止を主張してゐるのであつて、これ以外の何ものでもないわれわれは信じております。しかるにこのたびの吉田政府のやうなことをすると、この、いわゆるマツカ・サ・ラインの撤廃なるものは、この国民の平和への願ひを踏みにじつて、自分の方から進んで中国やソビエト同盟に――

――帝國主義者のアジアにおける侵略の――となつて、侵略的な漁業によつて、中国やソビエト同盟に對して――の片棒をかつこうといふところに、この根本的なわづらひがある。(拍手)

なぞならば、そのマツカ・サ・ラインの廢止といふことは、これを國際的な意義から見ますならば、いわゆるボツダム宣言を受諾した敗戦国日本が、極東委員会や対日理事会の基本的な方針に基いて、かつて日本帝國主義侵略の基盤となつてゐた侵略漁業をやめ、日本がほんとうに平和な独立国家として再出発するまでの間置かれた國際的協定に基いた國內立法でござい

ます。従つて、関係各国との了解、協定なしに、これを一方的に撤廃すべき性格のものではございませぬ。このことは、いわゆる米國の平和條約第九條においてございませぬ、日本の沿岸各国との協定、とりかきめを義務づけておるというところによつてもうかがふことが考へております。

政府は、さきに日、米、加で北太平洋漁業協定を結んだところで、公海自由の原則が打ち立てられたと盛んに宣伝をいたしておりますが、しかしこの協定は、北太平洋の主要な漁業資源をアメリカの独占にまかせた以外の何ものでもなく、政府自身もよくこの点は知つておることだと考へます。他方では、昨年末のいわゆる吉田書翰でも明瞭なごとく、政府は世界の孤兒である台灣の行政権と領土を結び、また朝鮮の李承晩政権と手を握らうとし、すべての日本国民が友好を願う中華人民共和國の北京政府に對しては、これを敵國としていまだなお取扱い、またソビエト同盟に對しても同様な態度をどうとして

おります。このことは、吉田政府がもはや中国やソビエト同盟とはいはがなる平和的な交渉もやる意図が毛頭なかつたことを示しておるばかりでなく、マツカ・サ・ラインの廢止を一方的に宣言することによつて、無謀にも再び侵略的な漁業をあえて行ひ、日本漁業をして戦争のつづきにたき込み、漁民をこの犠牲に供せんとする、驚くべき陰謀だと見なければならぬ。

今や世界の戦争放火者どもの――は、朝鮮においてのみならず、北北、またベトナム、マレー、ビルマ等の東南アジアにおいても、燎原の火のごとき人民解放が進む前に、もはやどうしようも見込がなくなつて來た。そこで北太平洋同盟の反共軍編成を行ひ、國際的な戦争屋敷ものしり馬に日本も乗せられようとしてゐる。

1011

このことは、去る二月二十三日、水産委員会におきましても、興業委員は、北洋、東支那海において武装出漁が必

第三 國民金融公庫法の一部を改

第五條第二項中「七十億圓」を「
億圓」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月
日から施行する。

が、昭和二十七年頃におきましては、公庫に対する資金需要は依然相当の額に上ることが予想、たされますので、

○議長（林源治君）採決いたします。
本案は委員長報告の通り決するに御
議ありませんか。
（異議なしと叫ぶ者あり）
○議長（林源治君）御異議なしと認

命し、旨の通知を受領した。

任命した旨の通知を受領した。

一、去る九日林議長は青田内閣総理
臣申出の、次の者を政府委員に任
ずることを承認した。

電波監理委 綱島 綏
員会委員長

の法務總裁の権限等に関する法律
一部を改正する法律案（内閣提出
二八号）（予） 法務委員会 付

一、去る五日衆議院に提出した内閣提出案は次の通りである。
 ホツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案
 一、去る六日議員から提出した議案は次の通りである。
 警察予備隊廃止に関する決議案（井之口政雄君外二十二名提出）
 一、去る五日提出した緊急質問に次の通りである。
 防衛対策に関する緊急質問（鈴木素男君提出）

衆議院会議録第七号中正議

頁 行 正
 三 四 同 熱の附則

昭和二十七年二月二十二日 衆議院会議録第十一号